

2009年12月4日

株式会社 みずほコーポレート銀行

## 金融円滑化への取組みについて

株式会社みずほコーポレート銀行（頭取：佐藤 康博）は、最近の経済金融環境や「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業等金融円滑化法」といいます）の施行等を受け、従来以上にお客さまからのご相談に迅速かつ丁寧に対応するため、2009年11月、本部内に本件の推進や周知徹底を担う専門デスクを新設するとともに、国内各営業部室等には「金融円滑化推進責任者」を任命、体制を強化いたしました。

上記体制の下、「中小企業等金融円滑化法」の趣旨等を十分に認識のうえ、お客さまからのご相談に適切に対応すべく専用窓口の設置等を行いました。詳細は下記内容をご参照ください。

### 1. お借入条件等の変更に関するご相談について

お借入いただいている条件等についてご相談があった場合は、お取引のある営業部室の担当者が個々の契約内容に応じた迅速なご相談対応を実施します。

### 2. 「みずほコーポレート銀行苦情相談ホットライン」の設置

中小企業者等のお客さまから、お借入条件等の変更に関する苦情をお受けする専用窓口を設置いたしました。

窓口名 : 「みずほコーポレート銀行苦情相談ホットライン」

電話番号 : 0120-858-208（フリーダイヤル）

受付時間 : 月曜日～金曜日の9時00分～17時00分

（土・日曜日、祝日・振替休日、12月31日～1月3日はご利用できません）

※なお、上記設置概要につきましては、当行ホームページにも掲示しております。

以 上